

防衛大学校達第1号

海上自衛隊及び防衛大学校の使用する船舶の国籍を証明する書類等の発行等に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第51号）第14条の規定に基づき、艦船国籍証書等の交付等に関する達を次のように定める。

昭和42年2月21日

防衛大学校長 大 森 寛

艦船国籍証書等の交付等に関する達

改正 昭和42年7月11日防衛大学校達第10号

平成19年8月29日防衛大学校達第12号

平成21年3月31日防衛大学校達第6号

（目的）

**第1条** この達は、防衛大学校（以下「大学校」という。）に所属する艦船の国籍証書等の交付等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

**第2条** この達において、次の各号にかかげる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「訓令」とは、海上自衛隊及び防衛大学校の使用する船舶の国籍を証明する書類等の発行等に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第51号）をいう。
- (2) 「証書」とは、艦船国籍証書及び艦船国籍票をいう。

（艦船の種別等）

**第3条** 大学校に所属する艦船の種別、記号、番号及び名称は、別表のとおりとする。

- 2 新造艦船の種別及び記号については、要求性能を定めるときに、番号及び名称は進水のとときに定めるものとする。
- 3 新造艦船以外の艦船については、大学校の所属となったときに種別、記号、番号及び名称を定めるものとする。

（原簿の作成及び保管）

**第4条** 訓練課長は、訓令第4条による原簿を作成し保管するものとする。

(証書の発行の上申)

**第5条** 大学校における証書の発行、書換発行及び再発行の上申業務は、訓練課長が担当するものとする。

(証書の交付)

**第6条** 防衛大学校長（以下「学校長」という。）は、発行された証書を訓練課長に交付するものとする。

(証書の交付台帳)

**第7条** 訓練課長は、交付された証書について、交付台帳（別紙様式第1及び第2）を作成して保管するものとする。

(船舶における証書の備付け)

**第8条** 訓練課長は、交付された証書を当該艦船に備え付けるものとする。

2 艦船国籍証書は、保護筒又は額に入れ、当該艦船内の安全、かつ、一定の場所に保管するものとする。

3 艦船国籍票は、当該艦船の船体の後部内側にたやすく取りはずすことができないように取り付けるものとする。

4 証書は、みだりにこれを取りはずし、持出し、破棄し、汚損し、又はき損してはならない。

5 艦船が入きよ、陸揚げ、又は長期間保管、係留等のため証書を当該船内にとどめおくことが適当でないと認められるときは、一時これを他の場所に保管することができる。

(証書の返納)

**第9条** 訓練課長は、証書が不要となったときは、証書等返納書（別紙様式第3）に当該証書を添えて、すみやかに学校長に返納するものとする。

(返納証書の保管及び不用品の処置)

**第10条** 返納された証書は、次の各号に定めるところにより保管及び処理を行なうものとする。

(1) 保管年数は5年とする。

(2) 前号の保管年数を経過した艦船国籍証書については、これを細断その他確実な処理方法により、艦船国籍票はその表示文字をまつ消のうえ、これを不用品として処置するものとする。

(原簿の閉鎖)

**第11条** 訓練課長は、証書の返納があつたときは、当該原簿を閉鎖し、当該原簿の記事欄に閉鎖の年月日及びその理由等を朱書するものとする。

2 閉鎖した原簿は、30年保存とする。

**附 則**

この達は、昭和42年2月21日から施行する。

**附 則**（昭和42年7月11日防衛大学校達第10号）

この達は、昭和42年7月11日から施行する。

**附 則**（平成19年8月29日防衛大学校達第12号）

この達は、平成19年9月1日から施行する。

**附 則**（平成21年3月31日防衛大学校達第6号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。



別紙様式第2（第7条関係）

艦船国籍証書等交付台帳

艦船国籍票の部

交付番号	交付年月日	艦船の名称	交付の種類	接受者名又は送付先 (年月日)	取扱者 印	記 事

記載要領：証書の交付番号は、証書の種別により一連番号とし、交付のつど新番号を付与する。

別紙様式第3（第9条関係）

年 月 日

防衛大学校長 殿

訓練部訓練課長 印

艦船国籍証書等返納書

艦 船 の 名 称	
艦 船 の 種 別	
証 書 の 交 付 番 号	
証 書 の 交 付 年 月 日	
返 納 の 理 由	
受 領 の 年 月 日	